

# 保育委託契約書（託児所利用契約書）

\_\_\_\_\_（以下、「保護者」といいます）と、託児所Manma House（以下「当託児所」といいます）は、当託児所を利用する幼児\_\_\_\_\_（以下、「幼児」といいます）の保育について、以下のとおり依託契約を締結しました。

## 第1条（契約の目的）

当託児所は、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設設置基準に従い、幼児が安心して生活できる保育を提供し、保護者は、当託児所に対して幼児の保育に対する料金を支払います。幼児の健やかな成長を支援するため、保護者による養育と当託児所での保育は互いに協力し合います。

## 第2条（保育の場所）

保育の提供場所は、鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2351-20 託児所 Manma House とします。

## 第3条（保育サービスの内容）

- 1) 当託児所は、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設事業実施要項等に沿って、幼児に必要な保育サービスを提供します。
- 2) 保育サービスの詳細は「入所のしおり（重要事項説明書）」に定めるとおりとします。

## 第4条（保育の記録）

- 1) 当託児所は、幼児の保育内容を記載した諸記録を、契約終了後または契約の解約後も当託児所で定める必要年数（6年）の間、保管いたします。なお、保管期間終了後は、守秘義務に則りシュレッダー等を利用して破棄いたします。
- 2) 保護者は、保護者が養育する幼児の前項の記録について、当託児所の運営に支障のない範囲で、閲覧することができます。

## 第5条（利用前健康診断）

- 1) 当託児所を月極め契約等で希望する保護者は、当託児所の嘱託医より健康診断を受け、発行された診断書を当託児所へ提出します。（なお、母子手帳のコピー・確認を以てこれにかえることもできます。）
- 2) 当託児所は、入所前健康診断（母子手帳）の結果について、特に確認が必要だと判断した内容については嘱託医へ電話等で確認をします。

## 第6条（申し込み手続き）

- 1) 当託児所の利用を希望者は、当託児所の利用に必要な書類を作成し、当託児所へ提出します。
- 2) 当託児所は、保護者が提出した書類及び費用の納入に不備がある場合は、幼児の利用を断ることができます。

## 第7条（契約期間）

- 1) この契約期間は、平成 年 月 日から平成28年3月31日までとします。
- 2) 前条の契約期間中に中途解約する場合、解約を希望する月末が契約終了日となります。

## 第8条（契約時間）

- 1) 当託児所の基本時間帯は、次の各号のとおりとします。  
(ア) 月曜日～日曜日（祝祭日も含む）7：30～18：30
- 2) 利用時間の延長は、次の各号のとおりとします。  
(ア) 早朝延長：4：30～7：30 ※延長料金を要する  
(イ) 延長保育：18：30～19：00 ※延長料金を要する
- 3) 個別の契約時間は、保護者の申し出により随時変更を申し出ることができます。

## 第9条（料金）

- 1) 保護者は、当園による保育サービスの対価として、次の料金を支払うものとします。  
(ア) 一時預かり料金 一日(7:30~18:30)：5000円（給食・おやつ・保険代含む）  
(イ) 縄文杉登山等 一日(4:30~18:30)：9000円（給食・おやつ・保険代含む）  
(ウ) 延長保育 利用時間外30分毎に年齢に応じた料金

## 第10条（料金の支払い）

前項の料金は、原則として旅行会社にて清算することとします。

## 第11条

- 1) 保護者の事情等で当託児所を中途解約する場合、速やかに当託児所施設長に書面（退所届所）にて申し出るものとします。
- 2) 保護者は、次の各号に該当する場合、書面にて当託児所に通知することにより、この契約を解除することができます。  
(ア) 当託児所が正当な理由なく、幼児の保育を拒絶した場合  
(イ) 当託児所が守秘義務に反した場合  
(ウ) 当託児所が法令等の社会的義務に反した場合  
(エ) 当託児所が幼児または保護者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合  
(オ) 当託児所が破産した場合
- 3) 当託児所は、閉所や休所などやむを得ない状況がある場合、保護者に対して必要な予告期間（原則として3ヶ月間）をおいて文書で明示し、口頭で説明したうえでこの契約を解除することができます。
- 4) 当託児所は、次の各号に該当する場合、書面にて保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。  
(ア) 保護者が本契約第9条に定める料金の支払いを遅延した場合で、催告期間（30日間）を経過しても支払いがない場合。  
(イ) 保護者が当託児所の施設および当託児所の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者（幼児、保護者）に対して重大な背信行為を行った場合。  
(ウ) その他、前号（ア）、（イ）以外に、当施設長と保護者の間で協議し、当託児所の利用を継続することが幼児の健やかな成長を妨げると判断した場合。

## 第12条（秘密保持）

- 1) 当託児所および当託児所に従事する職員は、本契約にもとづく業務におけるやり取りで知り得た、幼児・保護者およびその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はいたしません。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとします。
- 2) 当託児所は、託児所の運営管理において、個人情報の安全管理に努め不注意・過失による情報の漏えい・紛失・滅失がないようにします。個人のプライバシーの侵害がないように配慮し、適切安全に管理します。

## 第13条（緊急時の対応）

- 1) 当託児所は、保育中に園児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡を取るなどの必要な措置を講じます。
- 2) 保育中に幼児が怪我をした場合は、職員が保護者に対して説明を行うこととします。
- 3) 保育中に幼児が重大な事故、重篤な状況になった場合、保護者に早急にお迎えを要請するとともに、緊急対応に必要な関係各所（救急、行政等）にも連絡し、連携をして対処することとします。

## 第14条（損害賠償）

当託児所は、保育サービスの提供に伴って、当託児所の責めに帰すべき事由により幼児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、当託児所が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

## 第15条（相談・苦情の対応）

当託児所は、保育に対する相談、事業全般に係る要望、苦情に対して、当託児所の運営に関して合理的な範囲で、誠実かつ、迅速に対応します。

## 第16条（本契約に定めのない事項）

保護者および当託児所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。ただし、本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義の生じた事項については、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設設置指導監督基準等の法令の定めを尊重し、保護者と当託児所が誠意をもってこれを協議のうえ、都度決定するものとする。

## 第17条（裁判管轄）

この契約にあたり、やむを得ず訴訟を行う場合は、当託児所の所在地を管轄する裁判所を第一裁判所とします。

## 第18条（重要事項説明の確認）

本契約の締結にあたり、当託児所は保護者に対し、重要事項を定めた「入所のしおり」の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

本契約成立の証に、保護者は本書2通を当園に持参し、保護者、および当託児所が記名捺印の上各々その1通を保有する。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者（母）

住 所 〒

氏 名

印

保護者（父）

住 所 〒

氏 名

印

施 設 名 託児所 Manma House

住 所 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2351-20

代表者 代表 藤山 智代

印